

1 2 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成30年12月19日(水) 13:30～16:25

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第25号議案 専決処分の承認について(大村市立図書館条例の一部を
改正する条例の12月定例市議会への提出について)

第26号議案 専決処分の承認について(長崎県立長崎図書館と大村市
立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関
する協議についての12月定例市議会への提出について)

第 27 号議案 専決処分の承認について（大村市立史料館条例の一部を改正する条例の 12 月定例市議会への提出について）

第 28 号議案 専決処分の承認について（平成 30 年度大村市一般会計補正予算（第 7 号）の 12 月定例市議会への提出について）

第 29 号議案 専決処分の承認について（新中地区公民館（仮称）建築工事請負契約の 12 月定例市議会への提出について）

第 30 号議案 専決処分の承認について（新中地区公民館（仮称）設備工事請負契約の 12 月定例市議会への提出について）

《協議・報告事項》

平成 30 年度大村市教育支援委員会の審査結果について

平成 31 年大村市成人式について

大村市立図書館・史料館仮事務所のサービス終了について

学校給食センターにおける異物混入事案について

4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成 30 年 12 月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は定足数に達しております。また、本日配布しております第 29 号議案、第 30 号議案について、追加で審議をお願いいたします。</p> <p>議事日程 1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>続きまして、議事日程 2、教育長報告を行います。11 月でございますけども、1 日木曜日に大村市教育功労者表彰式を開催いたしました。多数の方が表彰を受けられております。詳細については広報紙等で報告すると思えます。</p> <p>それから、8 日木曜日、9 日金曜日、長崎県市町村教育委員会研究大会を本市で行いました。中嶋委員には前日から新任研修を受けていただきまして、本当にありがとうございました。2 日間本当にご苦労様でした。皆様。</p> <p>それから、10 日土曜日にココロねっこパレード in 大村を行いました。多数の皆さん方と子供たちがたくさん出まして、西大村中のマーチングバンドが出席をしております。そ</p>

	<p>れから、旭が丘小のコーラスも一緒に出演をしていただきました。非常に盛り上がりました。</p> <p>それから、13日火曜日から14日水曜日まで、大村市小学校音楽会、それと中学校の音楽会も行っております。</p> <p>17日火曜日ですが、第55回長崎県PTA研究大会大村大会を開催しております。非常に盛会でございました。いろんなスタッフの方を大村市のPTAの役員さん方が分担して、見事な進行ぶりで行っていただきました。</p> <p>それから、21日水曜日が市町村教育委員会研究協議会、佐古委員、村川委員にご出席をいただきまして、第2ブロックの研修大会に参加をしてまいりました。これは、第1ブロックが東日本、第2ブロックが西日本ということで、2日間に渡って行きました。分科会等もご出席いただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>25日の日曜日でございますけれども、私の方で戊辰戦争の150周年記念事業に大野課長と教育委員会として出席してきました。その他の目的としては、ミュージカルの「おいはサムライ・ドラマー浜田勤吾ものがたり」が出来上がっておりまして、それを下見にということで参りました。非常にたくさんの仙北市角館の人達に迎えられて、大歓迎でございました。大村市から来たというだけで、皆さん寄って来られて、本当にありがとうございますということでした。このわらび座で、4人の俳優が8人以上の役をこなしていく、そして舞台装置の方も自分たちで回してやっていくというような、これだったら子どもが喜ぶだろうなど、普通だったら黒子役さんがステージを入れ替えたりするんですけど、俳優さんたちがやっていると、4人でやっていると、非常に私たちにとっては真新しい感じがして、新鮮な感じで見えておりました。涙が込み上げてくるような場面もたくさんありまして、喜んでくれるんじゃないかなあと考えております。</p> <p>以上が11月の教育長報告でございます。</p> <p>各委員様から、報告があればお願いします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事日程3、第25号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
図書館長	<p>第25号議案、専決処分の承認についてでございます。大村市立図書館条例の一部を改正する条例の12月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>大村市立図書館の建て替えに伴い、所要の改正を行うためこの条例案を提出したものでございます。資料の後ろから2枚目をお願いいたします。大村市立図書館条例の改正概要としております。</p> <p>1 主な改正の内容でございます。多目的ホール及び研修室の使用の許可、使用料その他管理に関する基本的事項を定め</p>

	<p>るとともに、図書館の分室として大村市郡地区公民館図書室を設置するものでございます。現在独自の運営を行っている郡地区公民館図書室において、ミライo n 図書館をはじめ、他市町の公共図書館との連携を強化した図書サービス等を実施するために市立図書館の分室とするものでございます。</p> <p>使用料でございますが、1階多目的ホールにつきましては、収容人数200名、1時間につき900円でございます。2階研修室につきましては、収容人数76名、1時間につき400円でございます。</p> <p>1枚ページをおめくりください。駐車場の平面図を記載しております。駐車場につきましては、206台収容可能となります。使用料につきましては、記載のとおりでございますが、図書館での用務に要した時間は無料となります。</p> <p>なお、ミライo n 図書館の開館時間や駐車場の開場時間などは、別途規則で定めるよう準備を進めております。図書館の開館時間は、火曜から金曜日は午前10時から午後8時まで、土曜、日曜、祝日は、午前10時から午後6時まで、駐車場の開場時間は、開館時間より前後30分長く設定し、火曜から金曜は、午前9時30分から午後8時30分、土、日、祝日は、午前9時30分から午後6時30分までを予定しております。また、休館日は、月曜日、蔵書整理日、年末年始、特別整理期間を予定しており、駐車場は図書館の開館日に合わせた運用といたします。</p> <p>施行日でございます。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご承認方よろしく願います。</p>
教育長	はい、ただいま第25号議案を説明してもらいましたけど、これについてご質問等ありませんか。
渡邊委員	開館時間は書いてありますか。
図書館長	開館時間、それから開場時間につきましては、今後規則の方で制定することになりますので、まだ、こちら条例の方には記載はしておりません。
中嶋委員	駐車場の件ですね。ゲート式とロック式というのがありますけど、ゲート式というのは、いわゆる普通の入る時に取って、それを開けて行くんですね。ロック式というのは。
新図書館整備室長	<p>ロック式というのは、車両の下からロック板が上がって止める方式です。</p> <p>駐車券につきましては、通常であればロック式は帰りに番号を押してもらえばいいんですけど、今回は図書館を利用される前に駐車券を取っていただくような仕組みになるということでございます。</p>
中嶋委員	分かりました。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>開館時間等の条例改正はいつ出てくるんですか。</p>

新図書館整備室長	条例ではなく、規則の方で時間等は載せてまいります。予定としましては、来年1月の定例教育委員会でお出しできればと考えております。
教育長	まだ、今からの予定ですね。
新図書館整備室長	はい、そうです。
教育長	他にございませんか。
村川委員	郡地区図書館が分室になったことで、何か変わることはあるんですか。
図書館長	今、郡地区公民館図書室として単独で運営をしているんですけど、今度ミライオン図書館の図書館システムのネットワークに繋ぐことによって、ミライオン図書館の本の取り寄せ、また他所の市町図書館の本の取り寄せなどもでき、そこで借りることもできますし、返却もどちらでも、ミライオンでも郡でもというふうなことで、共通のカードで借りることができるようになって、利用者の方の利便性が向上するというふうに考えております。
村川委員	他の出張所とか住民センターの図書室は、今まで通りですか。
図書館長	現段階では、郡地区公民館図書室だけが分室化ということになるんですが、中地区公民館図書室が新たに建て替えということになりますので、その際は中地区公民館図書室の方も分室化をと考えております。
中嶋委員	結局、郡地区の公民館で、ミライオンの方にある図書を借りることができるという形になるんですかね。
図書館長	左様でございます。取り寄せをして、例えば今貸出し中の本、ミライオンの本が貸出し中ということですと、郡の方で予約をして、郡の方に取り寄せをとというふうな指定ができるようになりますので、またその逆もまた可能かとは思っています。
中嶋委員	はい、わかりました。
嶋崎委員	図書館の多目的ホールの許可目的というのを教えてもらえますか。
新図書館整備室長	まず、市、若しくは市の全額出資法人が主催する、又は国、若しくは県と共催して行う行事に使用する場合とかですね。その他市内に所在する図書館事業関係団体が市と共催し、教育及び図書館の振興を目的とした作業実施をする場合、又は市が他の団体と共催し、必要経費の全部又は一部を市と負担して行う行事に使用する場合などでございます。
嶋崎委員	許可をしない用途とは、具体的にどういう事案ですか。例えば、大村市民会館でアウトレットなんかの販売をやりませよね。それを許可するのかもしれないのか、一番分かりやすい話になるかもしれないけど。明確にしとかないと色んな申し込みがあろうかと思うんですね。
新図書館整備	公の秩序を乱すこととか、建物又は設備を損傷した方と

室長	か、そういったことプラス、管理上支障があると認めるときということで、営利目的の利用、企業の採用面接とか販売促進会議、また企業の研修など、間接的に利益につながることを含みます営利目的の利用などは、許可をしないということになっております。
嶋崎委員	より具体的に事前に検討しとかないと。いろいろご指摘を受けないようにね。
新図書館整備室長	実際的には、先程の時間と同じ規則の方でしっかりと整理してまいりたいと思っております。
嶋崎委員	現状、市民会館で今までそういう営利目的のアウトレットなんかしょっちゅうやってたわけですよ。実際ね。
新図書館整備室長	市民会館では行っておりました。
教育長	今、社会教育課の方では貸出しの基本は、その他もありますよね。
社会教育課長	基本的に社会教育法の適用を受けますので、利用の制限というのは当然ございます。今出ましたように営利目的とかいうふうなケース場合は許可ができないと。ただ、以前は政治目的というのでも厳しくされていたんですが、今、あの勉強会というケースですね、そういうケースも認められるというふうな解釈で運用はされております。
嶋崎委員	認められるんですか、勉強会は。
社会教育課長	そうですね。あと、市政報告会とか、県政報告会とかは、認めていいというふうになっているわけです。基本的に社会教育法の適用を受けるということで、営利目的は認められないというのが原則です。
教育長	そういうものを準拠して、次回1月に出してきますか。
新図書館整備室長	そうですね、間に合えば。
教育長	また専決事項にならないように、ここでまずは決議をしたいですね。
新図書館整備室長	はい、分かりました。
教育長	他にございませんか。
教育長	無ければ、質疑を終結します。 ご意見はありませんか。
渡邊委員	多目的ホールなどの使用ですね。これはいつ頃申し込んだら、大体受付けるんですか。
新図書館整備室長	今のところ、まだいつからかというのは決めていないわけでございますけども、例えば市内の他のコミュニティセンターも含めた施設の予約というのは、1か月前から申請ができるとなっておりますので、そういうところも勘案しながら、合わせた形で定めてまいりたいと思っております。
渡邊委員	結構遅いですね、1か月前というのは。
教育長	そうですね、まあ今のホールとかなんとかというのは、前

	年度に調整会を行ったりしてるんじゃないかと思うんですがね。空いていれば1か月前でもいいんでしょうけど。
嶋崎委員	殺到しますね、間違いなく。関心があるし、集客できるホール、施設でね。だから、どういう目的は使えないということを確認しておかないと混乱しそうな気がしますね。
新図書館整備室長	分かりました。
教育長	他にございませんか。ご意見等あればお願いします。
教育長	それでは、意見、討論を終結します。 採決します。第25号議案について、承認することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、ご異議ありませんので、第25号議案について承認することとします。 次に第26号議案議題とします。事務局の説明を求めます。
新図書館整備室長	<p>第26号議案、専決処分の承認についてでございます。長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議についての12月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、次ページの専決第5号専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、委員会の承認を求めます。</p> <p>その次のページの大村市議会第6回定例会の第100号議案をお願いします。長崎県から長崎県立長崎図書館の事務を受託するに当たり、別紙規約により長崎県と協議することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求める内容でございます。</p> <p>次のページの別紙をお願いします。長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務委託に関する規約でございます。内容についてご説明いたします。今回一体型図書館の施設及び設備などのハードに関する管理事務を市で受託する方向になりました。その理由は県又は市どちらかが運営する方が効率的また合理的であること、市の方で受託事務を分割して発注する方が市内の業者への発注が可能となるということでございます。</p> <p>まず、第1条では長崎県からの事務委託の範囲を定めております。委託の内容は、施設警備業務、清掃業務、消防設備保守点検業務などミライオン<small>の</small>施設設備の管理など、また多目的ホール、研修室及び駐車場の使用許可並びに使用料の徴収に関する事務などでございます。第2条で委託事務の管理及び執行の方法につきまして、大村市の条例や規則等の定めによること。第3条で経費の負担につきまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は、長崎県の負担であること。また、第4条で予算の経理について、大村市の歳入歳出予算に</p>

	<p>において分別して計上すること。第5条で使用料の収入については、すべて大村市の収入とすること。第6条で決算の場合の措置について、第7条で連絡調整を図るための連絡会議について、第8条で条例等の制定及び改廃の場合の措置について定義しております。第9条でこの規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、長崎県知事と大村市長が協議して定めることといたしております。</p> <p>附則でございます。第1項に施行期日を第3項に委託事務の全部又は一部を廃止する場合について規定しております。以上が規約の内容でございます。</p> <p>なお、今回のこの規約には、施設や設備の管理を委託するものでありまして、サービス等は入っておりません。県市共通の業務につきましては、今後、県市一体となって実施する方向で現在も県と協議を行っているところでございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いいたします。</p>
教育長	はい、それでは、ただ今説明がありました第26号議案について、質問はございませんか。
教育長	これについては今上程中で、明日本会議で承認を得る方向性で、まだ決まっておられません。今日我々教育委員会としては、専決議案として上げさせていただいております。そのような予定でございます。
嶋崎委員	大村市が長崎県から要するに受託をするわけですね。市は、指定管理とかするんですか。
新図書館整備室長	指定管理をする予定はございません。直営でやるつもりです。
嶋崎委員	大村市がそれぞれに発注をするわけですね。
新図書館整備室長	はい、そうです。
教育長	他に何かご質問があれば、分からないところがあると思うんですけど。
村川委員	第5条の使用料の収入は、すべて大村市の収入とすることで、その上の第4条では、分別して計上するものとなって、識別がよく分からないので、教えていただければ。
新図書館整備室長	<p>第4条の方は、大村市の委託事務の管理及び執行に関する収入及び支出というのは、市の予算決算の中でもその部分だけは別途管理をしてくださいよということでございます。県の方で委託をして、全部市の方で受託をして予算決算を行うわけですが、その分ははっきりと分かるように、その項目を分けておいてくださいという内容でございます。</p> <p>第5条につきましては、受託を受けてる分の収入に関する分はすべて大村市の収入として入れ込むわけでございます。その上で各維持管理の支出をしまして、県の方には報告はして、県の方からはこの維持管理に必要な分の負担はまた更に求めるというふうな形になります。</p>

嶋崎委員	先程の続きなんですけども、ビルの管理等ありますよね。警備、保安、清掃に、それを全部市の職員が管理をするわけですか。
新図書館整備室長	市の職員で、契約とかも含めまして、その事務を全部する予定でございます。
嶋崎委員	それぞれ例えば、設備、施設、管理、清掃、警備、保安は常駐しますよね、それぞれの要するに発注の業者の社員が要するにここに詰めるわけですよ。
新図書館整備室長	その業者の入る部屋も確保をしております。
嶋崎委員	それを市の職員が、管理指導をしていくということですよ。
新図書館整備室長	その通りでございます。
嶋崎委員	全部関連してると思うんですよ、施設管理というのは。そこら辺の調整とかね、非常に難しいんで、専門職の方いらっしゃると思うんですけど、よろしく願いいたします。
教育長	村川委員は、第4条の方はお分かりになりましたか。
村川委員	収入は分別して計上するんですか。
新図書館整備室長	予算決算の中ではミライオン図書館の分だということをはっきりと分別して計上するものということでございます。
教育長	他にございませんか。
佐古委員	第1条の(1)ここをもう少し詳しく、施設及び設備の管理に関する事務ということ、先程のビル管理のことですか。もう1回詳しく教えていただければと思います。
新図書館整備室長	内容につきましては、施設設備の管理や保守点検、あと清掃、ごみ収集、警備、修繕などの一般的な管理を行うための事務、そのような内容になります。
教育長	例えば、分野的にはどれどれに分かれるんですか。清掃分野、維持管理分野、警備分野、ちょっと分かり易く言えばどんなになりますか。
新図書館整備室長	消防関係であれば、消防用設備等点検業務で、消火器具とか屋内消火栓設備など、また火災報知機などそういう点検業務とかが入ってきます。
嶋崎委員	それは日常ではないですよ。だから、日常のどういうふうな施設管理をしていくのかというのを分かり易く皆さんにご説明いただければ。
新図書館整備室長	日常であれば、警備業務、これが機械警備とか、人の警備とか、そういうものを入れてまいります。また、清掃業務は日常清掃等入ってまいります。あと植栽等の維持管理業務もでございます。あと自動扉の開閉装置等の保守とか、電話交換設備点検業務とかそういうのがございますけどもこれはまた日常ではございません。日常的に入るのは清掃業務、警備業務等になってくると思われます。
嶋崎委員	これだけの施設なんでね、きちっとした日常のメンテナン

	<p>スも定期的なメンテナンスも非常に重要になろうかと思うし、また清掃なんか開館時間にも当然清掃、ごみ収集、トイレの清掃しますでしょ。その時にみすぼらしい格好でされたら、やっぱりイメージダウンに繋がるんです。</p> <p>だからそこらへんも含めて、図書館の施設のメンテナンスもある意味そのコンセプトみたいなのがあって、やっぱりそこをきちっとやらないといけないし、メンテナンス、清掃の仕方によってビルの美観の維持であったりとか、持て方も全く違うと思うんで、そこは本当しっかりやっていただければと思います。</p> <p>まあ、いつか組織図で示してもらえればと。まあサービスというのはコーヒーショップなんかがあるようですけどもね。それがサービスなんですね。</p>
新図書館整備室長	先程申し上げたサービスの部分ですか。これに入っていない部分の。
嶋崎委員	はい。
新図書館整備室長	それは直接サービス、例えば、本の貸出しとか行う業務、直接的なサービスです。そういうふうなサービスは、まだ受託をしたということではなくて、入っておりませんという意味でございます。すみません、分かりにくい説明で。
嶋崎委員	そのサービスを担当なさる方、司書なのかよく分かりませんが、県の要するに施設の方はまだ決まってないということですね。あるいは県からその部分の受託はしてないということ、県独自でするんですか。
新図書館整備室長	直接サービスとかその辺に関しては、当然県と一緒に市と一緒に職員はやっていこうという形で今協議をしてるんですけども、それに対して委託を受けたとかそういうことはまだやっておりません。
嶋崎委員	じゃあまだ決まってないということですね。
新図書館整備室長	はい。
教育長	だから中に入る人員の件は、また別なんですね。だからビルの維持管理を含めたミライオンとして県から委託をいただく。そしてそれについては、まあ何社入るか分かりませんが、嶋崎委員が言われているように、ビル管理会社が入って、ビルのメンテ、警備部門までやってるところもあるし、総合的に。それがバラバラになって、まあ変な格好して入られても困ると、トータルのデザインを考えなさいということではないかと思うんですけどね。まあそういうことではございませぬかね。
渡邊委員	今までの県立図書館と市立図書館の管理、それから、色々な業務については、引き継いでとか、そういうことは無いんですかね。
新図書館整備室長	これまで行ってきた業務を引き継ぐということではございません。今度は規模も大きくなりますので、新たに委託業者

	等を選定してまいりたいと思っております。
教育長	内容について、県は何を置いてくるんですか、向こうに。業務としては。そういうことだと思うんですね。
新図書館整備室長	長崎学等の郷土資料、歴史資料と申しますか、それを長崎の方に郷土資料センターとして2年後ぐらいを目途に整備をする予定とされております。
教育長	新聞等でも発表になってましたけど、郷土資料館を造って、郷土史に関係するものは長崎の方に置いてくると。後についてはこっちの方に、ミライオン図書館の方に、県のものも入ってくると、だから市町に対する図書館の配布とか、離島も含めて、そういうものもミライオン図書館でやるということでございます。 だから、こちらで例えば色んなビジネスの講習会をしたり、そういうものもこの図書館の中に入ってきます。県が今持ってた課題解決の色んな業務もこちらに持ってくるということですから、ただ本を貸出したり、またそれを返却するだけでなく、県の業務のそういうものもこちらに入ってきます。ただ、今上程している分はビルメンテナンスを市に業務委託ということでございます。そういうものはまた後で、今話し合い中ですからまた出てくると思いますけど。
嶋崎委員	他の大村市の施設のそういう総合的なビル管理の仕組みも一緒なんですかね。どこかにまとめて、総合管理をお願いしたりはしないんですか。そこを市が管理をするような仕組みではないんですか。個別にそれぞれ頼んでるんですか、委託をしてるんですか。
新図書館整備室長	プラザ大村は、確かビル管理を清掃会社に指定管理で頼んでたと思います。あと、浜屋の後のビルでございませうけども、あそこは確かビル管理ではなく、それぞれ1件1件契約をされてたかと思います。
嶋崎委員	今度は大きな箱だからなあと。思って。
教育長	シーハットとか中央公民館は。
文化振興課長	指定管理ですので、指定管理者がそれぞれの業者に委託をしております。
嶋崎委員	実は私どももココウオークをはじめ、全体のビル管理を当然やっておるんですよ。まあ、日常点検から始まりますので、だからそこら辺の指示命令系統を含めたところなんかは、あれだけの箱になるとやっぱりしっかりしなきゃいけないなあというふうに感じるわけで、今ご意見させていただいたんですけどね。
教育長	総合的な管理にするのか、分けるのかというのは今からですね。市長部局とも話して、やっていかなければいけないと思っておりますけども。 ご質問等よろしいですか。
教育長	それでは、第26号議案についてご意見があればお願いします。

教育長	無ければ、意見を終わりましたして採決をしたいと思います。第26号議案について承認することにご異議ありませんか。
教育長	ご異議ありませんので、第26号議案を承認することといたします。 次に第27号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	<p>第27号議案、専決処分の承認についてを説明します。これは大村市立史料館条例の一部を改正する条例の12月議会への提出のため、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、2枚目に添付しましたとおり専決第6号の処分を11月19日に行いましたので、委員会の承認を求めるものです。</p> <p>4枚目に提案理由を挙げております。大村市近代資料室を設置するとともに、大村市立史料館の建替えに伴う名称の変更その他所要の改正を行うためです。</p> <p>5枚目6枚目の新旧対照表に沿いながら改正の要点を説明します。左側の改正後をご覧ください。まず第1条関係です。来年4月に中心市街地複合ビル5階に大村市近代史料室をオープンさせますが、第2条はこれを史料館の分室として位置付けるもので、名称、位置を付しています。近代資料室の展示内容は明治以降軍都として発展し、市制施行、終戦、戦後復興、現代の活動を第21海軍航空廠の資料やその他の歴史資料を用いて大村の近代史を開くものです。</p> <p>次にこの裏のページをお願いします。第2条関係です。まず一番上に条例の題名を変更しています。大村市歴史資料館条例となります。第1条は設置目的について若干の文言整理です。第2条は施設の新たな名称、大村市歴史資料館を表記しています。第3条は歴史資料館の運営委員会に関するもので、新たに学校教育と社会教育分野の委員を追加して体制の充実を図るものです。次のページをお願いします。中段第6条から第8条の3か条はミライo nの駐車場に関するもので、新たに追加する条項です。利用者の使用料無料を含めて運用は図書館と同じになります。それでは最後のページをお願いします。一番下に第6条関係別表を掲載しています。</p> <p>以上で第27号議案の説明を終わります。ご承認よろしくをお願いします。</p>
教育長	ただ今第27号議案の説明がありました。これについてご質問等ありませんか。
中嶋委員	近代資料室ということですが、いつの時代からいつの時代までを置く予定でしょうか。
文化振興課長	明治維新から、基本的には軍都として大村市というものが施行されていきますが、その歴史がメインになります。あと第21海軍航空廠の奉賛会というのがあったりします。戦後の活動ですね、慰霊祭とかそういったことも少し最後に触れていくということになります。

渡邊委員	終戦前ということですか。
文化振興課長	基本的には終戦までということですね。
中嶋委員	展示とかはするわけですか
文化振興課長	もちろん近代資料室も約100点の資料を使って展示をしてまいります。今現在内容を詰めていております。
教育長	近代は楠本正隆邸との関連はどうしますか。
文化振興課長	ここの辺は基本的に大村市制、軍都としてというふうなことでするので、ここでは正隆が取り上げられるということはないかと思えます。
教育長	明治維新からではなくて。
文化振興課長	明治維新からの46連隊が来たりだとか、あるいは鉄道が敷かれたりだとか、そういったことの話を進めていきます。
教育長	ご質問等あればお願いします。
教育長	よろしいでしょうか。それでは質問を終結いたします。ご意見等あればお願いします。
中嶋委員	浜屋ビルの5階ということですね。そうすると各学校で子供たちを連れて先生方が、例えば海軍航空廠の大村大空襲についてだとか、そういうものを勉強したいという時はそこに連れて行くことができるんですかね。
文化振興課長	そうですね。もちろんそういった利用をぜひやっていただきたいと思っています。
教育長	他にございませんか。ご意見等あれば。
渡邊委員	この長崎県立長崎図書館と大村市立図書館を合わせたものがミライオンという愛称で、正式な名称はどんななるんですかね。
新図書館整備室長	県立は長崎県立長崎図書館が正式名称です。大村は大村市立図書館です。それぞれの条例に載っています。総称は条例上には載せておりません。ミライオン図書館というのは愛称です。
教育長	ミライオンの中に大村市歴史資料館が入っているということですか。
文化振興課長	ミライオンの1施設ということですか。
教育長	使い方としては、ミライオンと言ったら、この3つの施設を合わせて入ってるんだよと表せているということではないんですかね。
嶋崎委員	建物全体がミライオンになるわけですね。
新図書館整備室長	はい、そうです。
渡邊委員	長崎県立長崎図書館の長崎という途中の名前はいるのかなと思って、長崎、長崎とですね。長崎県立大村図書館ではおかしいかもしれないんですけど。
教育長	まあ、先の長崎新聞の記事では、長崎県立図書館について書いてあったんですけど、ちょっとそのあたりは、うちとし

	てはミライ o n 図書館で行ってほしいなあとと思ったんですけどね。県立図書館に市立図書館が飲み込まれたような感じがして。
教育長	ご意見等ございませんか。
教育長	これでは分室の新たな設置条例案と、それから今の史料館を今度新しい歴史資料館への件と2つ合わせてですね。その上程ですね。
文化振興課長	はい。
教育長	ご意見無ければ第27号議案の意見を終結したいと思います。 第27号議案について採決をします。第27号議案について承認することにご異議ありませんか
教育長	ご異議ありませんので、第27号議案については承認することとします。 次に第28号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	第28号議案、専決処分の承認についてでございます。平成30年度大村市一般会計補正予算（第7号）の12月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、次のページの専決処分のおり12月12日付で専決処分を行いましたので、委員会の承認を求めるものでございます。 この件、人件費の給与改定等に伴う補正予算につきましては、11月の定例教育委員会において給与条例の一部改正議案の議会への提案時期等について、その時点では確定しておりませんでしたので、12月の定例教育委員会で報告させていただくと申し上げていた案件でございまして、12月12日付で12月定例議会に追加議案として平成30年度大村市一般会計補正予算（第7号）を上程したものでございます。 今回の補正は給与改定、職員の異動等に伴う歳出、人件費の補正でございます。なお給与改定の主な内容は若年層に重点を置いた給料表の改定、平均0.2%及び期末勤勉手当の支給月数の改定でございます。 お配りさせていただいている4枚目をお開きください。1段目10款1項2目事務局費、補正額は109万2千円でございます。2段目10款2項1目学校管理費、これは小学校費でございます。補正額は568万3千円の減額でございます。3段目10款3項1目学校管理費、これは中学校費でございます。補正額は566万2千円でございます。4段目10款5項1目社会教育総務費、補正額は371万5千円の減額でございます。5段目10款6項1目保健体育総務費補正額は261万2千円の減額でございます。 説明は以上です。ご承認方よろしくお願いたします。
教育長	はい、ただ今第28号議案について説明がありましたけども、これについてご質問等あればお願いします。

村川委員	詳細を教えてください。大村市の改定があったんですか。先生方じゃなくて。
教育総務課長	この給与改定につきましては、人事院勧告に伴いまして国の給与の改定がありまして、それに準じた形で大村市の職員の給料表の改定と勤勉手当の支給月数0.05月分の増ということになっておりますが、これの改定を行って、一般職の条例及び市長副市長等の特別職の給与条例についても改正を別途行っております。それによりまして、この補正予算が必要となってまいりまして、それと合わせて人事異動等による人件費の移動分等もありますので、それを合わせたところで補正予算を計上してるところでございます。
教育長	減額が目立つので、それがちょっと気になってるということですかね。
村川委員	そうですね。
教育総務課長	2段目の10款2項1目と10款3項1目で、2項1目が568万3千円の減額、それから3項1目の方が566万2千円の増額となっておりますが、ここが学校用務員の給与でして、昨年度まで予算計上時点では小学校の方に正規職員を配置する予定で計上しておりました。ただ、4月に入りまして異動がありまして、小学校の方から中学校の方に正規の職員が異動をしまして、その分が再任用を小学校の方に配置して、中学校の方にいた再任用を小学校に配置したという異動がありましたので、両方で見ると増減はしてないんですけど。一つの費目で見るとこっちは減、こっちは増という状況であります。
教育次長	基本的には全部増になるはずなんですけど、給料の高い方で予算を組んで、人事異動に伴って若い方がそちらに行くとすると減額になってしまいます。多く予算を組んでいて、給料の低いものが異動で行けば、本来は増なんですけど差し引くと結果的にはマイナスになってしまうという形でマイナスが出てきてしまっているということです。
教育総務課長	その下の10款5項1目については、再任用の職員が1人途中で退職が出たりとか、そういった状況もありまして減額になったりとかする部分もあります。
教育長	若手中心に今回は改定ということですね。
教育総務課長	はい。
教育長	まあ予想していたよりも高い年齢の人達は上がってないんで、若手を中心にするからこういうことになってくるんですよ。
教育次長	まあ、それもありますし、先程言った異動で年配の方ではなくて、若手が配置されると給料は下がるからですね。
教育長	国家公務員は、減ではなかったですか。
教育次長	増です。
教育長	他にご質問はございませんか。

教育長	それでは質問を終結して、ご意見等ございませんか。
教育長	それでは第28号議案についてはご意見を終結して、採決します。第28号議案について承認することにご異議ありませんか。
教育長	ご異議ありませんので、第28号議案を承認することといたします。 次に第29号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	第29号議案、専決処分の承認についてでございます。新中地区公民館（仮称）建築工事請負契約の12月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により別紙のとおり専決処分を行ったので教育委員会の承認を求めるものでございます。 資料は3ページ、工事請負契約の締結についてをご覧ください。工事名は新中地区公民館（仮称）建築工事で、契約方法は条件付き一般競争入札でございます。契約の金額及び契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。竣工期限につきましては、平成32年3月6日となっております。入札参加資格につきましては、市内に本社を有する者で、3者によって自主的に結成された共同企業体とし、条件付き一般競争入札の電子入札によって実施をいたしております。 入札結果及び事後審査においても不備はなく、議案に記載の共同企業体と契約をするものでございます。なお共同企業体の出資比率につきましては、代表構成員が50%、構成員1が30%、構成員2が20%で協定書が締結をされております。工事箇所、配置図、平面図につきましては、別添の資料の方に記載をいたしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いたします。
教育長	第29号議案について、ただ今説明がありました。これについてご質問等ございませんか。
教育長	ご質問がなければ終結をいたします。ご意見等あればお願いたします。
中嶋委員	平面図ですね。1階、2階がありますけど、これが大体最終決定ということですか。
社会教育課長	はい、そのとおりです。
中嶋委員	これが最終決定ですね。
社会教育課長	1階、2階の平面図については、発注はこのままでございます。ただ一部、前回、嶋崎委員の方からもご指摘がありました女子トイレの分につきましては、現在詳細について変更をかける予定としております。この図面の中には出てきておりませんが、全体の配置は変わらないということになります。
中嶋委員	いつもこう私は町内会長の立場でずっと見てたんですけど、出張所の横に備蓄倉庫というのがありますが、これで

	は非常に狭いんですよね。だから他にそういう備蓄をする建物等ができるかどうかという点が1つ心配だったんですけど。
社会教育課長	この備蓄倉庫につきましては、危機管理課、安全対策課等とも協議をしましてこの面積で十分足るということでしたので、このような面積になっております。
中嶋委員	十分なんですね。
社会教育課長	原課はそういう意見でございました。
教育長	例えばどういうものを置かれてるんですか。中嶋委員のところはやっぱりスペースが欲しいわけですよね。
中嶋委員	かなりのものが中地区公民館には、保管に部屋を使って置いてあるんですよね。だから、ああいう物を。
社会教育課長	今言われている備蓄倉庫は、いわゆる災害発生時の毛布とか、一時的な食料、水等を保管する倉庫で、この出張所倉庫と書いてある部分が、いま中地区で使われている倉庫になるということです。
中嶋委員	それが、これだけで充分であるというふうに考えていらっしゃるわけね。
社会教育課長	社会教育課としては、所管は地域げんき課になりますけど、協議をして、この面積でということ合意をして、この面積で決定をしたところでございます。
教育次長	当初、この出張所倉庫と備蓄倉庫、ちょうど半分半分だったんですけど、今おっしゃられた倉庫の方が若干狭いんじゃないかというご要望もありましたので、今ちょっとずらして、これでスペース取れたので大丈夫かなというご意見をいただいたところです。
中嶋委員	この書面で表れないんですが、今プレハブ建ってますね、中地区公民館の横に。あれに精霊流しの道具とか、そういう物を一杯あそこに置いてるんですが、それはまた別に作られるわけですよね。
社会教育課長	現在のところ、ここをそれに充てるということになっておりますので、新たに作るということとはございません。現在プレハブの分は結構雑然と置かれてる部分があるんですが、今度の図面にもちょっとあるんですが、造り付けの棚を造るということで我々も聞いております。その中にきれいに置いていけば入るのではないかと我々も聞いておるんですが、直接関与してないもんですから、具体的に細かい部分は存じ上げないんですが、入るというふうにちょっと聞いております。
中嶋委員	まあ、私から考えたらおそらく入らないと。だからそれをどうするかということですね。
教育長	一応ご意見だけ賜っておきますので。 他にご意見ありませんか。
教育長	無ければ意見を終了いたします。 第29号議案について採決をいたします。第29号議案について承認することにご異議ありませんか。

教育長	第29号議案については承認することといたします。 次に第30号議案を議題とします。
社会教育課長	第30号議案、専決処分の承認についてでございます。新中地区公民館（仮称）設備工事請負契約の12月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により別紙のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。 3ページ目の資料をよろしくお願ひいたします。工事名は新中地区公民館（仮称）設備工事で、契約の方法は条件付き一般競争入札でございます。契約の金額及び契約の相手方につきましては記載のとおりでございます。竣工期限につきましては、平成32年3月6日となっております。入札の参加資格につきましては、市内に本社を有する者で、2者によって自主的に結成された共同企業体とし、条件付き一般競争入札の電子入札によって実施をいたしております。 入札結果及び事後審査においても不備はなく議案記載の共同企業体と契約を締結するものでございます。なお共同企業体の出資比率につきましては、代表構成員が60%、構成員が40%で協定書が締結をされております。 説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。
教育長	ただ今第30号議案について事務局より説明がありました が、ご質問等ございませんか。
教育長	よろしいでしょうか。それではご質問を終結して、ご意見等ありましたらお願ひします。
教育長	無ければ意見を終結します。 採決いたします。第30号議案について承認することにご異議ありありませんか。
教育長	ご異議ありませんので、第30号議案について承認することといたします。

◎自由討論

村川委員から三学期制移行に伴う行事の存続についての質問があった。

◎協議報告事項

平成30年度大村市教育支援委員会の審査結果について、学校教育課長から報告があった。

平成31年大村市成人式について、社会教育課長から報告があった。

大村市立図書館・史料館仮事務所のサービス終了について、図書館長から報告があった。

学校給食センターにおける異物混入事案について、学校給食センター所長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

1月定例教育委員会 1月16日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして平成30年12月教育委員会定例会を終了します。16：25
-----	-------------------------------------